

鳥取県森林組合法施行細則をここに公布する。

平成20年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県森林組合法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、森林組合法(昭和53年法律第36号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林組合 県内の区域のみを地区とする森林組合をいう。
- (2) 生産森林組合 県内の区域のみを地区とする生産森林組合をいう。
- (3) 森林組合連合会 県の区域を地区とする森林組合連合会をいう。
- (4) 申請等 法の規定に基づき知事に対してなされる申請その他の行為をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(申請等に係る提出書類)

第3条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる申請等を行おうとするときは、次に掲げる書類に加え、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請等を行う理由を記載した書類(別表の2の項の中欄の(1)から(6)まで及び(8)、同表の3の項の中欄の(1)から(3)まで並びに同表の4の項、6の項及び7の項の中欄に掲げる申請等を行う場合に限る。)
- (2) 申請等に係る総会(法第65条第1項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により総代会を置く森林組合及び生産森林組合にあっては、総代会。以下同じ。)の議事録の謄本又は抄本(別表の2の項の中欄の(1)から(6)まで及び同表の3の項の中欄の(1)から(3)までに掲げる申請等を行う場合に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、法の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第3条関係)

申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
1 森林組合及び生産森林組合の発起人	法第78条第1項(法第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による組合の設立の認可の申請	ア 設立認可申請書 イ 定款 ウ 初年度及び次年度の事業計画書 エ 設立発起人名簿 オ 法第75条第1項(法第100条第3項において準用する場合を含む。)及び法第77条第1項(法第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告を行ったことを証する書類 カ 設立準備会の議案書及び議事録の謄本

		キ 創立総会の議案書及び議事録の謄本
2 森林組合（（8）に掲げる申請にあつては、森林組合連合会の会員である森林組合）	(1) 法第10条第1項の規定による信託規程の制定の承認の申請	ア 信託規程制定承認申請書 イ 信託規程
	(2) 法第10条第3項の規定による信託規程の変更の承認の申請	ア 信託規程変更承認申請書 イ 信託規程の変更箇所の新旧対照表
	(3) 法第10条第3項の規定による信託規程の廃止の承認の申請	信託規程廃止承認申請書
	(4) 法第24条第1項の規定による林地処分事業実施規程の制定の承認の申請	ア 林地処分事業実施規程制定承認申請書 イ 林地処分事業実施規程
	(5) 法第24条第3項の規定による林地処分事業実施規程の変更の承認の申請	ア 林地処分事業実施規程変更承認申請書 イ 林地処分事業実施規程の変更箇所の新旧対照表
	(6) 法第24条第3項の規定による林地処分事業実施規程の廃止の承認の申請	林地処分事業実施規程廃止承認申請書
	(7) 法第25条第1項の規定による林道開設等に要した費用の一部を負担させることについての認可の申請	ア 林道開設等分担金徴収認可申請書 イ 林道開設等に係る事業計画書及び経費明細書 ウ 受益者別の分担金の額を記載した書類
	(8) 法第108条の3第2項において準用する法第84条第2項の規定による森林組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請	ア 森林組合連合会権利義務包括承継認可申請書 イ 権利義務の承継の経過を記載した書類 ウ 森林組合連合会の会員が1人になったことを証する書類 エ 権利義務包括承継契約書の写し オ 被承継人及び承継人の総会議事録謄本 カ 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第1項の規定により作成した被承継人並びに承継人の財産目録及び貸借対照表 キ 法第108条の3第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書類 ク 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。） ケ 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第67条第2項に規定す

		る手続を経たことを証する書類（債権者が異議を述べた場合に限る。）
3 森林組合及び生産森林組合	(1) 法第61条第2項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可の申請	ア 定款変更認可申請書 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 法第66条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表並びに法第66条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。） エ 法第67条第2項に定める手続を経たことを証する書類（債権者が異議を述べたときに限る。） オ 組合員の全員（出資口数の最低限度の引上げに係る場合にあつては、当該引上げにより追加出資をすべき組合員の全員）が同意したことを証する書類（定款の変更が出資1口の金額の増加又は出資口数の最低限度の引上げに係るものであるときに限る。）
	(2) 法第61条第4項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の届出	ア 定款変更届出書 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 変更後の定款
	(3) 法第83条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可の申請	ア 解散認可申請書 イ 法第65条の2第1項の規定による通知の写し（総代会において解散を議決した場合に限る。）
	(4) 法第83条第5項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出	解散届
4 森林組合及び生産森林組合又は設立委員	法第84条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可の申請	ア 合併認可申請書 イ 合併の経過を記載した書類 ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本（法第84条の2第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会の議事録の謄本） エ 法第84条第4項において準用する法第66条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表（出資組合が合併する場合に限る。） オ 合併契約書の謄本 カ 法第84条第4項において準用する法第66条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第8条の2

		<p>第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し</p> <p>キ 合併により存続又は設立される組合の定款</p> <p>ク 初年度の事業計画書</p> <p>ケ 法第65条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において合併を議決した場合に限る。)</p> <p>コ 法第84条第4項において準用する法第67条第2項の経手したことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。)</p> <p>サ 法第84条の2第3項の規定による公告又は通知の写し(同条第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合に限る。)</p> <p>シ 法第85条第1項の規定により選任された設立委員が同項に定める経手したことを証する書類(合併によって組合を設立する場合に限る。)</p>
5 森林組合の組合員その他の利害関係人	(1) 法第53条第1項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任等の請求	<p>ア 一時理事(監事)選任(総会招集)請求書</p> <p>イ 役員職務を行う者がいない理由及びその年月日を記載した書類</p> <p>ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類</p> <p>エ 請求者が利害関係人であることを証する書類</p>
	(2) 法第53条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求	<p>ア 一時代表理事選任請求書</p> <p>イ 代表理事の職務を行う者がいない理由及びその年月日を記載した書類</p> <p>ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類</p> <p>エ 請求者が利害関係人であることを証する書類</p>
6 森林組合及び生産森林組合の組合員並びに森林組合連合会の会員	(1) 法第111条第1項の規定による検査の請求	<p>ア 検査請求書</p> <p>イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類</p>
	(2) 法第115条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	<p>ア 総会議決(選挙、当選)取消請求書</p> <p>イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類</p>
7 生産森林組合の組合員その他の利害関係人	法第100条第2項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による仮理事の選任の請求	<p>ア 仮理事選任請求書</p> <p>イ 請求者が利害関係人であることを証する書類(組合員以外の利害関係人が請求する場合に限る。)</p>
8 生産森林組合の清算人	法第100条第4項において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出	<p>ア 清算結了届</p> <p>イ 登記事項証明書</p>